

意見案第 1 号

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料による健康被害の
実態解明及び成分表示等を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議
会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和元年 9 月 18 日

提出者 富良野市議会議員 大 西 三奈子 ⑩

賛成者 同 宇 治 則 幸 ⑩

同 同 天 日 公 子 ⑩

同 同 家 入 茂 ⑩

同 同 佐 藤 秀 靖 ⑩

同 同 渋 谷 正 文 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 宮 田 均 ⑩

- 提出先 - 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明及び成分表示等を求める意見書

化学物質過敏症が2009年に病名リストに追加され、保険適応となって以降、病名については社会的認識が進んできているが、その病状に対する理解は不十分な状況と見受けられる。

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や抗菌系洗剤、消臭剤等に含まれる香料の成分によって頭痛や吐き気等の健康被害を訴える人が増加している。自分自身が使用しなくても他人が使用しているものに反応し、学校や職場に行けなくなる等、状況は深刻である。2017年、日本消費者連盟が開設した「香害110番」には、2日間で213件もの相談や苦情が寄せられた。

こうした中、2018年7月に日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改訂し、香りに関する注意喚起として、商品の容器包装等に周囲への配慮と適正使用量を守る旨の表示をすることとなった。

しかしながら、この問題の根幹は柔軟仕上げ剤等の香料成分と健康被害について科学的知見に基づく実態解明が進んでいないこと、また、自ら使用する柔軟仕上げ剤等の香料が他人に健康被害を与えている場合もあることについての理解が、社会全体として進んでいないことにある。

欧州連合(EU)では、化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種について物質名を表示するよう定め、配合量も規制している。また、海外のある企業ではアメリカの法人もヨーロッパの法人も自社のパーソナルケア製品の香料・原料成分の情報を開示することとしている。日本においても国民の健康を守るために、香料成分の表示など、香料の安全性に対する実効性ある法的規制を行うべきである。子どもたちにとっても、誰にとっても、安心して暮らすことができるよう、政府に対し以下の点を求める。

記

1. 香料成分と健康被害について調査・研究を行い、実態を徹底して検証すること。
2. 柔軟仕上げ剤等の香料成分に起因し、健康被害で苦しんでいる人がいることの周知徹底と、香料自粛の啓発をすること。
3. 柔軟仕上げ剤、抗菌系洗剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
4. 香料の成分表示を義務付けること。
5. 専門相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月25日